

(平成23年3月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和49年3月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月25日から同年4月1日まで
昭和46年3月にA社に入社し、49年3月25日に同社C本店から同社B支店D営業所へ異動した。

申立期間についてもA社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された厚生年金保険被保険者名簿及び同社からの回答により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（昭和49年3月25日に同社C本店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料を納付したか否かは不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月9日
② 平成18年12月8日

申立期間において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、同社が社会保険事務所（当時）へ健康保険厚生年金保険賞与支払届を提出しなかったため、オンライン記録上、標準賞与額の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間①及び②に係る健康保険厚生年金保険賞与支払届を届け出していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

富山厚生年金 事案 711

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月9日は110万円、18年12月8日は90万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月9日
② 平成18年12月8日

申立期間において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、同社が社会保険事務所（当時）へ健康保険厚生年金保険賞与支払届を提出しなかったため、オンライン記録上、標準賞与額の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額（それぞれ110万円及び90万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間①及び②に係る健康保険厚生年金保険賞与支払届を届け出していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

富山厚生年金 事案 712

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和55年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年3月31日から同年4月1日まで
昭和48年3月28日にA社へ入社し、現在も引き続き同社で勤務している。

昭和55年4月1日にA社B支店から同社本社へ異動しただけなのに、1か月間が空白になっている。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、C健康保険組合の記録、A社から提出された人事カード及び同社からの回答により、申立人はA社に継続して勤務し（昭和55年4月1日に同社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、関連資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和55年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から51年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から51年11月まで
亡母は、生前、私のために国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したと話していた。

数年前にねんきん特別便が送られてきて、申立期間の国民年金保険料が未納とされていたのでA市役所で確認したところ、申立期間(23か月)のうち、13か月は納付済みであると説明を受け、手書きの証明書を交付してもらったのに、申立期間の保険料が全て未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料は無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していない上、申立人の母親は既に死亡しているため、申立期間当時の状況の詳細は不明であり、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立期間の記録は、平成15年3月20日に追加登録されたものであることが確認できる上、申立人に対してほかに国民年金手帳記号番号が払い出されていた状況はうかがえないことから、当時は未加入期間であったと考えられ、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、A市の担当者から、申立期間のうち13か月は納付済みであると説明を受け、証明書を交付してもらったと主張しているが、同市は、申立人が主張する説明や証明書交付の事実は確認できないと回答しているほか、申立人には、申立期間より前に13か月の納付記録があることを踏まえると、同市は、当該13か月について申立人に説明したと考えるのが自然である。

加えて、申立人には、申立期間のほかにも国民年金保険料の未納期間が散

見される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年6月までの期間、同年10月及び60年5月から61年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から同年6月まで
② 昭和58年10月
③ 昭和60年5月から61年2月まで

時期等は不明であるが、会社を退職したときなどにA市役所で国民年金の加入手続をした覚えがある。

オンライン記録では、申立期間の国民年金保険料が未納となっているが、未納期間は無いはずなので、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職したときなどにA市役所で国民年金の加入手続を行った覚えがあり、未納期間は無いはずであると主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成5年12月にその夫と連番で払い出されたことが確認でき、この時点では、時効により申立期間の保険料を納付することができない上、申立人は、現在所持している年金手帳以外に手帳が交付されたことはないとするなど、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続の時期、国民年金保険料の納付場所、納付金額及び納付方法等について覚えていない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 2 月 9 日から同年 3 月 30 日まで
② 昭和 19 年 8 月 19 日から同年 12 月 7 日まで

昭和 19 年 1 月から A 社（現在は、B 社）の C 船舶に乗船し、同年 2 月 9 日に傷病下船し、船員保険を使って入院し治療をした。

また、昭和 19 年 3 月 30 日に同社の D 船舶に乗船したが、体力的に機関員に適せず、同年 8 月 19 日に再度入院し、その後、同年 12 月 7 日に甲板員として同社の E 船舶に乗船した。

以後、定年を迎えるまで昭和 24 年及び 45 年に傷病下船しているが、当該期間は船員保険被保険者となっているので、申立期間①及び②について、船員保険被保険者となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、傷病下船していたとしている上、船員保険法が昭和 20 年 2 月に改正され、下船中の船員も船員保険被保険者とされたのは同年 4 月 1 日からであることから、下船中であつた申立人は、当該期間において船員保険被保険者となることができない。

また、B 社が保管している「被保険者期間と標準報酬月額表」でも、申立人は、申立期間①及び②において船員保険被保険者として記録されていないことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間①及び②について、船員保険を使って入院していたとしているが、全国健康保険協会は、「昭和 20 年 4 月 1 日前において船員保険被保険者であつた者については、船員法による船舶所有者の扶助終了後 6 月の期間（昭和 18 年 10 月 1 日以後は、職務上の傷病について給付期間を 9 月に延長）は、療養の給付及び傷病手当金を受けることが可能であつた。」と回答していることから、申立人が当該期間において必ずしも船員保険被保険者であつたとは言えない。

加えて、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

富山厚生年金 事案 714 (事案 271 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 2 月 23 日から 37 年 12 月 28 日まで
昭和 34 年に A 社へ入社し、37 年 12 月 28 日に同社を退職した。38 年 1 月 * 日に結婚したが、その翌日は外にも出られないような大雪で、約 2 週間にわたり公共交通機関も満足に使用できず、とても社会保険事務所(当時)に行き脱退手当金を請求できるような状況ではなかったため、脱退手当金を受給していないことを認めてほしいと申立てをしたが、平成 21 年 12 月 2 日付けで申立期間について年金記録の訂正は必要ないとする通知を受け取った。

当初の判断後、新たな情報として、私が脱退手当金を受け取っていないことを知る同僚 4 人が判明したため、再審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、脱退手当金裁定請求書に戸籍の附票で確認できる申立人の当時の住所が記載されているほか、同請求書には、昭和 38 年 1 月 7 日付けで申立てに係る事業所を管轄する B 社会保険事務所で受理されたことを示す印が押されている上、脱退手当金の支給額には計算上の誤りが無く、一連の事務処理に不自然さはないと認め、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 2 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな情報として、自身が脱退手当金を受け取っていないことを知っているとする当時の同僚 4 人の名前を挙げているが、このうち連絡の取れた 2 人から事情を聴取しても、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる供述は得られない上、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月から 58 年 1 月まで
昭和 57 年 6 月から 58 年 1 月まで A 事業所に勤務していたのに、この間は厚生年金保険の被保険者となっていない。
申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が一緒に受付事務をしていたとする同僚の証言により、勤務期間は特定できないものの、申立人が A 事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A 事業所は既に廃業している上、当時の事業主及び社会保険事務担当者も既に死亡しており、当時の同僚からも、同事業所における厚生年金保険の取扱いについて証言を得られない。

また、同僚が受付事務を担当していたとする者のうち、申立人の後任を含む二人については、A 事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は申立期間において、その夫の被扶養者とされていることが確認できる。

加えて、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の氏名は無く、申立人が勤務したとする期間及びその前後において整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。